

文部科学大臣 川端達夫 殿

全国知事会
社会文教常任委員会
委員長 愛知県知事 神田 真秋
(公印省略)

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案について」(申し入れ)

平成22年1月18日付けで情報提供のあった「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案について」下記のとおり意見を申し入れる。

記

- 1 公立高校実質無償化等は国策として政府が国民に約束したものであり、全額国費措置を明記すること。
- 2 仮に、授業料減免実施相当分を引き続き地方の負担とする場合にあっては、現在の減免制度が全国一律のものでないことから、各都道府県がそれぞれの基準で実施している減免制度を考慮した形で国費措置するとともに、地方負担が残る部分については確実に地方財政措置を行うこと。
- 3 高校生修学支援基金の制度改正については、基金取崩し割合の撤廃や低所得世帯への入学料減免補助を対象にすることなど、使い勝手よく、柔軟に運用できるようにすること。
- 4 法案は平成22年4月1日に施行される予定であるが、条文の具体的な内容に関しては、政省令に委任されている部分が多く、各都道府県においては、当初予算編成、条例改正等の事務が停滞している状況にある。
今後、各都道府県民、議会等への説明を行うためにも、速やかに情報提供を行うこと。